

# 本教材の利用について

- 本教材は、平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」（請負先：国立大学法人大阪大学 知的財産センター）に基づき作成したものです。
- 本教材の著作権は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、特許庁に帰属しています。また、本教材は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。



- 本教材は、できる限り正確な情報の提供を期して作成したのですが、不正確な情報や古い情報を含んでいる可能性があります。本教材を利用したことにより損害・損失等を被る事態が生じたとしても、特許庁、国立大学法人大阪大学 知的財産センター及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

[本教材の利用に関するお問い合わせ先]  
特許庁 審査第一部 意匠課 企画調査班  
TEL : 03-3581-1101 (内線2907)

## パート4

# カタチを守る デザイン創作と意匠（1）

「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

04-01 意匠制度の仕組み

04-02 最近の意匠登録例

04-03 意匠の類似とは

04-04 意匠権の活用事例

- Aさんは、X大学デザイン学部にて在学している学生である。料理が趣味のAさんは、ある日、家で料理をしていると、台所には様々なデザインの料理道具があることに改めて気がついた。それぞれが特徴のある形状をもつことに興味を持ったAさんは、新しいデザインの料理道具を考えてみたところ自分でも満足できるものができたので、そのスケッチを早速ブログに載せた。その後、商品化できるかもしれないと思い、弁理士である父親に相談すると、商品化するには意匠登録することが重要だと言われた。Aさんは、この料理道具のデザインを意匠登録することができるだろうか。

# 04-01 意匠制度の仕組み

## 04-01 意匠制度の仕組み

- 意匠法が保護対象とする意匠とは、いわば物品の外観デザインである。

	保護対象	定義
意匠法	意匠	意匠とは「物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」をいう 物品の部分には「物品の操作に用いられる画像であって、その物品又はこれと一体で用いられる物品に表示されるもの」を含む
特許法 (比較)	発明	発明とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」をいう

## 04-01 意匠制度の仕組み

- 特許権の権利範囲は文章によって定められるが、意匠権の場合は図面が中心となる。
- 一つの製品について、技術的アイデアを特許権で、外観デザインを意匠権でそれぞれ保護する事例がある。

### 「カドケシ」（コクヨ株式会社）の事例

特許第4304926号

「複数の直方体又は立方体を組み合わせてそれぞれの立体が外方に突出した角を有する形状をなすとともに、前記直方体又は立方体の幅寸法、高さ寸法、奥行き寸法が全て全体の対応する寸法よりもそれぞれ小さい消しゴムであって、複数の直方体又は立方体を辺同士のみが互いに接するように配置しているとともに、接する辺の部分に接合部を設けて連続した形状にしていることを特徴とする消しゴム。」

意匠登録第1191186号



- 物品とは、有体物であり、動産であるものをいう。

### 物品と認められないものの例

#### ① 原則として動産でないもの

ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの（門、組立てバンガローなど）は、物品と認められる

#### ② 固体以外のもの

#### ③ 粉状物及び粒状物が単に集合しているもの

#### ④ 物品の一部であるもの（通常取引状態において独立した製品として取引されないもの）

→これらのものの外観デザインは、意匠法で保護されない



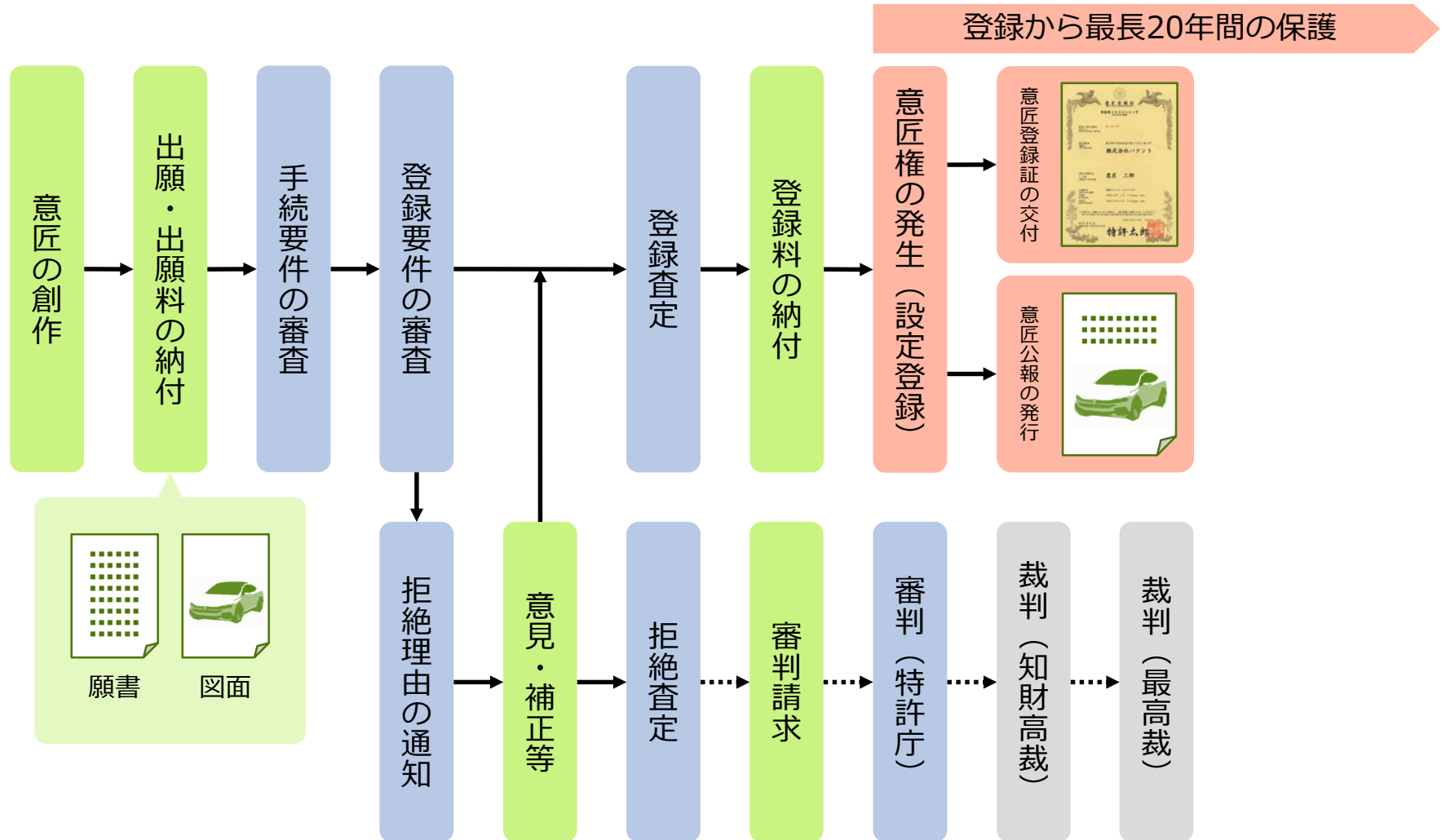
- 意匠登録を受けるための要件は主に7つ。

### 意匠登録に必要なとなる主な7つの要件

- ① **工業上利用可能性**  
量産できること
- ② **新規性**  
世の中に知られていないこと
- ③ **創作非容易性**  
世の中に知られたデザインから簡単に思いつくものでないこと
- ④ **先願**  
最初に出願すること
- ⑤ **先に出願された意匠の一部と同一又は類似でないこと**
- ⑥ **不登録事由**  
公益的に登録できないもの
- ⑦ **一意匠一出願**  
一つの意匠のみが一つの出願に含まれていること

# 04-01 意匠制度の仕組み

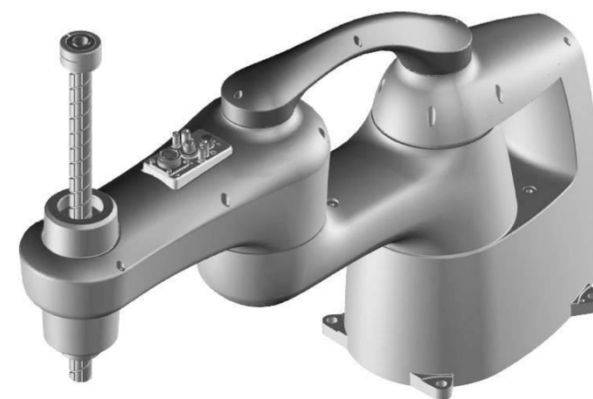
- 意匠権は、特許庁に出願し、登録がなされてはじめて発生する。



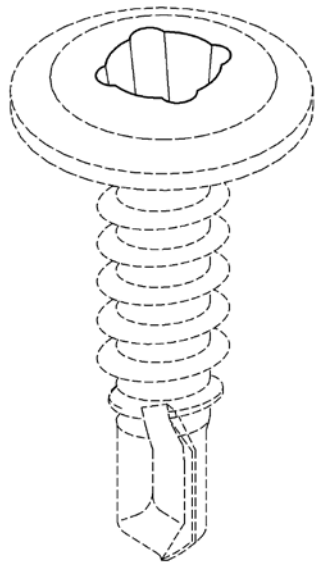
## 04-02 最近の意匠登録例



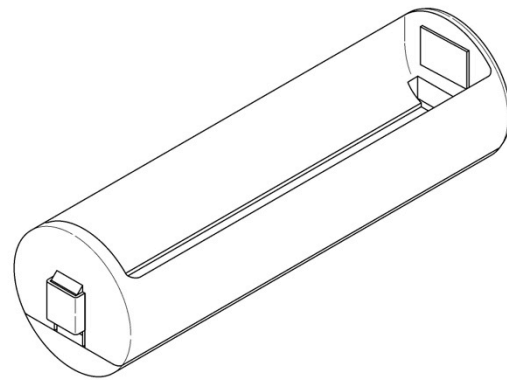
乗用自動車  
意匠登録第1568234号  
マツダ株式会社



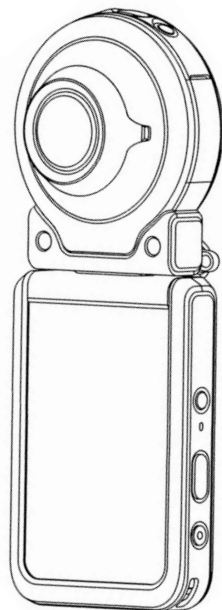
産業用ロボット  
意匠登録第1558886号  
株式会社デンソーウェーブ



ねじ  
意匠登録第1546759号  
株式会社九飛勢螺



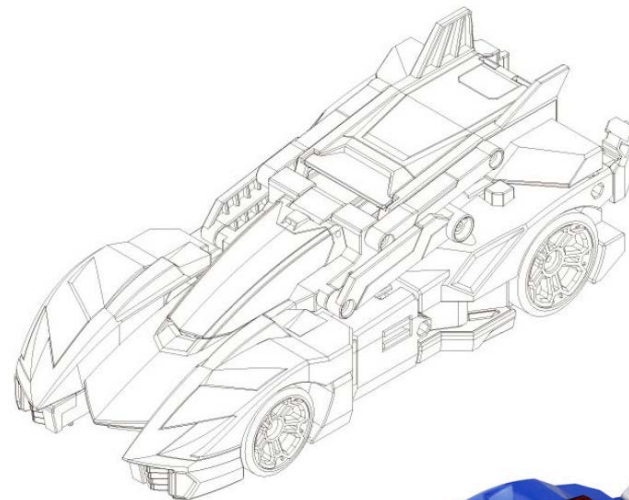
乾電池の出力電圧の制御器  
意匠登録第1548190号  
ノバルス株式会社



(実施品)

デジタルカメラ  
意匠登録第1550187号  
カシオ計算機株式会社

写真提供：カシオ計算機株式会社



(実施品)

自動車おもちゃ  
意匠登録第1527284号  
株式会社タカラトミー

写真提供：株式会社タカラトミー



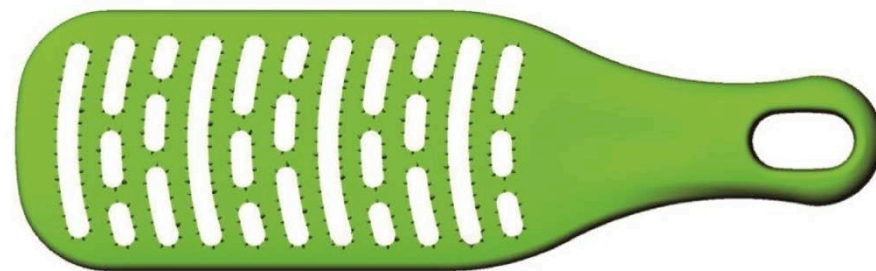
組立家屋  
意匠登録第1526475号  
ミサワホーム株式会社



携帯端末機  
意匠登録第1574806号  
京セラ株式会社



包装用箱  
意匠登録第1529314号  
久光製薬株式会社

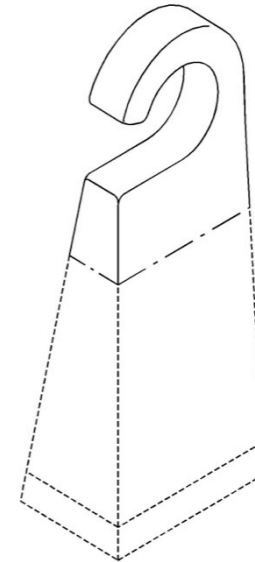


おろし器  
意匠登録第1538611号  
株式会社マーナ





即席麺  
意匠登録第1352447号  
日清食品ホールディングス株式会社



手提げ照明具  
意匠登録第1340755号  
株式会社良品計画

## 04-03 意匠の類似とは

## 04-03 意匠の類似とは

- 意匠とは、物品の形態（「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」）である。
- 意匠の類似が認められるためには、物品と形態のいずれもが類似する必要がある。

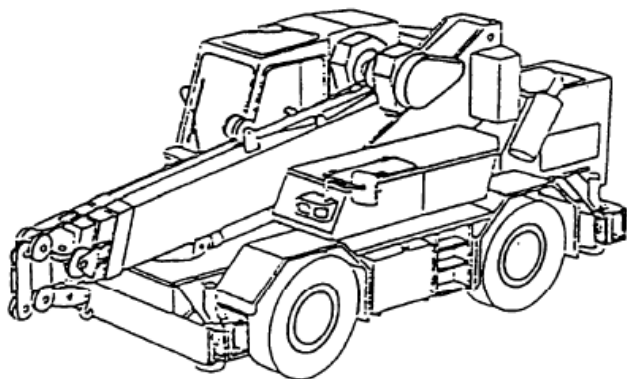
		物品		
		同一	類似	非類似
形態	同一	同一意匠	類似意匠	非類似意匠
	類似	類似意匠	類似意匠	非類似意匠
	非類似	非類似意匠	非類似意匠	非類似意匠

## 04-03 意匠の類似とは

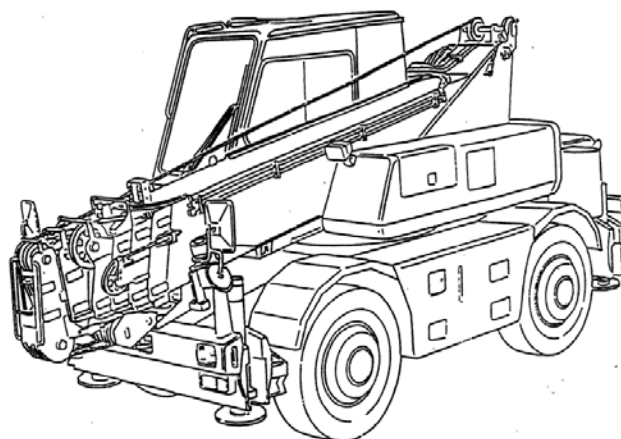
- 登録意匠と同一又はそれに類似する意匠について製造や販売などを行うと、意匠権侵害となる。
- 類似するか否かの判断は、法律に基づき裁判所が判断を行う。

裁判例：〔自走式クレーン事件〕東京高判平成10年6月18日（平成9年（ネ）404号）

意匠権者の意匠



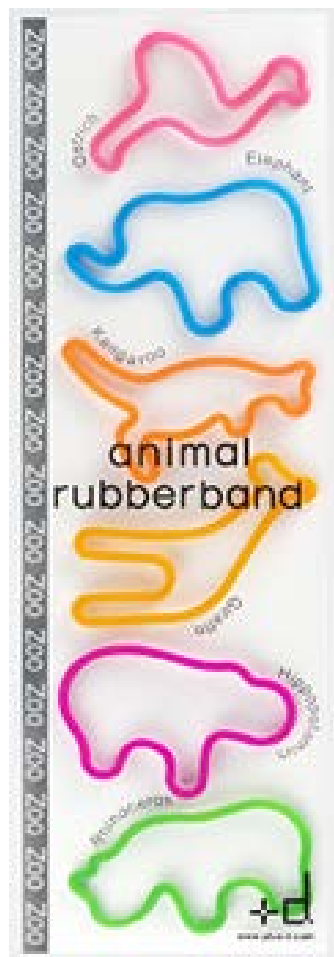
被疑侵害者の意匠



出典：知的財産権関係民事・行政裁判例集29巻1号1頁以下

## 04-04 意匠権の活用事例

- 企業の技術力が均衡する中、デザインが製品の市場競争力を高める大きな要因に。



出典：アッシュコンセプトウェブサイト

### 【優れたデザイン性／意匠権を担保に資金を調達】 アッシュコンセプト株式会社

- デザイナーのオリジナルな発想を技術力のある企業と結び付けて、続々と製品化。
- 動物を形どった「アニマルラバーバンド」は、形態の斬新さ、耐候性・耐熱性に優れた素材の使用による機能性により、国内外で大ヒット。
- そのデザイン性と市場価値が高く評価され、国内初となる意匠権担保融資を獲得。

左上方より、意匠登録第1172078号、第1172075号、第1172076号、第1172077号、第1173604号、第1173918号の実施品

平成22年度産業財産権制度活用優良企業等表彰特許庁長官表彰